

2007/06/29

## 実践議事法

### はじめに：

I T Cは、各レベルがそれぞれの会則を採択し、議事運営はロバート議事法によるとしています。会則は、なぜ毎年のように修正を加えられるのでしょうか。それはI T Cが組織運営を学ぶ所として、会則に沿った正しい運営をするために、常に現状に沿った会則を持つことが大切だからです。

その審議の段階では議事運営の実際を学ぶことも出来ます。

ロバート議事法を知れば知るほど、議事の進め方、公平で民主的な解決の仕方などその合理性に感心してしまいます。

議事法を学ぶ為には何時間あっても足りませんが、「すべての事を決めるのは会員である」と言う議事法を精神を身につけ、民主的な会議を進めるために、議事法と正面から向き合ってみましょう。

今日は議事法のなかでも特にクラブの「指名と選挙」について基礎的な勉強を試みます。その前に、いろいろ原則を知っておきましょう。

**議事法の原則：** 秩序  
平等と公正  
礼儀  
多数意見を優先  
少数意見を尊重する

### 表決の原則：

【議案の採択に必要な票数】 出席し、投票権のある者が投じた票の

- |          |                 |           |
|----------|-----------------|-----------|
| 1. 過半数   | 白票や棄権を除き投じられた票の | 1 / 2 + 1 |
| 2. 2 / 3 | 〃               | 2 / 3     |

【表決の方法】 10通りある。 (ゲリーソズ P26)

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1. 口頭   | 過半数以上を必要としないとき            |
| 2. 挙手   |                           |
| 3. 起立   | 2 / 3 ・ 議長が目算する・賛否の数を記録する |
| 4. 投票用紙 | 選挙など投票の機密を保つ              |
| 5. カウント | 賛否の内容を記録する                |
| 6. 点呼   | 各会員の投票を記録する。1人1人の名を呼び賛否を問 |

う。

書記が記録し、賛成者氏名・反対者氏名を読み上げる。

7. 総意（全会一致）      大多数が賛成の場合
8. 代理投票（委任）
9. 郵便
10. 機械を使用

（注）拍手は表決方法には含まれない。

### 選挙の原則：

すべての選挙は、「選出されるためには過半数が必要」である。

（ロバート議事規則 P407 (イ)投票による選挙）

選挙方法は、投票用紙あるいは口頭によるかを規定してある会則に従う。

### 指名の方法：

指名の方法については5つある。

1. 議長が指名する      委員会などを指名する・役割の指名など
2. フロアから指名する      役職に対する推薦
3. 指名委員会が指名する
4. 投票による指名      たとえ1票でも得票があれば指名とされる
5. 郵便による指名

\* I T Cでは3. の指名委員会による方法を採用している。

### 指名委員会の選出：

会則は、指名委員会の選出方法と任務について規定しているので、それに従って委員会を選び、委員会は会則に従って行動する。特に規定がない限り選出された委員は委員長を互選する。

### 指名委員会の任務：

【活動】      選出された委員会は

- ①役員候補者の推薦を用紙で会員に要請する方法、（これは4. 「投票による指名」とは異なり、予備選挙ではなく、あくまでも参考となるもので、これを予備選挙とすると選挙の時に追加指名を行う権利はなくなる。
- ②推薦要請をせずに委員会が直接指名交渉に入る方法      会員は選挙の際に追加指名の機会を持つ。指名は座ったままで呼びかけは不要。

指名委員会は、・各候補者の協調性、資格、会員の支持などを考慮にいれて名簿

を作成する。

－ 3 －

### 注意事項

いずれの場合も、各候補者に事前に同意を得ておかねばならない。

- ・会長は委員会活動にはタッチできない。会則にも規定してある。
- ・指名は各役職につき1名以上、立候補者があればそれも加える。
- ・会則に規定していなければ、指名委員も役員候補者になれる。
- ・候補者名簿の空欄を埋めるまで委員会活動しなければならない。

また名簿が完成したあとでも、選挙当日までに空欄が生じた場合は同様に活動を開始し、空欄を埋める努力をしなければならない。

- ・選挙当日の追加指名も指名委員会の候補者と同等に扱われる。

候補者名簿を提出したら委員会は自動的に任務を解除される。

### 【報告】

会則に規定されている例会（選挙の1回前の例会）に名簿を提出する。

報告は、フロアに向かって読み上げる。1役職に2名以上の候補者のある場合は、アルファベット順にする。

### 【報告の形式】

委員長 「指名委員会は 2007・2008 年度を任期とする役職に対し、下記の役員候補者名簿を提出します。」

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 会 長        | _____ | _____ |
| 第一副会長      | _____ |       |
| 第二副会長      | _____ |       |
| 書 記        | _____ |       |
| 会 計        | _____ |       |
| カウンスルへの派遣員 | _____ |       |

フロアに報告した後、名簿を議長に提出し、議長はこれを繰り返し読み上げる。指名委員会の報告を例会のどの時間にするかについては、アジェンダを組むときに色々な条件を反映して考える。議事録朗読のすぐ後でも構わない。（ロバート）報告する例会は会則に決められているので、その例会が時間不足になりそうであれば、早い時間に行うように予定しておく。委員会報告の最初にしても良い。空欄が埋まらないままの候補者名簿が選挙当日に提出された場合、議長はその役職に対して立候補、推薦指名を受け付け、指名された名前を候補者名簿に加える。議長は、すべての役職に対してフロアからの追加指名を受ける。（報告された例

委員会選出の時によく使われる相対多数の選挙と役員選挙の手順について、説明を加えながら実演をしていただきます。

### 相対多数の選挙：

前述したように、選挙は過半数を獲得したものを当選とするのが原則です。

重要な選挙―役員選挙―や、重要な議案の表決には相対多数の選挙は使われない。過半数を獲得するまで何回も再投票を行うのが困難である場合などに、方便として使われています。

3つ以上の選択肢のある場合、過半数が得られなくても得票数の多い順に当選とするというのが相対多数の選挙です。

「過半数でない相対多数では、事前に特別の規則を採択していない限り提案を採択し、又は役員を選出することは出来ない」また「相対多数で選挙される旨の規則は、一般の組織体にとって最善であるとは思わない」(ロバート)

日本リージョンでは、指名委員会の選挙の前に「ご異議がなければ相対多数の選挙とします」と議長が述べ、フロアから何も異議が出なければ、事前に特別の規則が採択されたものと見なして、過半数でない相対多数の選挙を行っています。議事法を学ぶものとしては、基本的に選挙は過半数当選であること、そして、相対多数の選挙は、事前に特別の規則を採択していない限りできないということを最低認識として持っていて頂きたいと思います。

(ロバート議事規則 P 335,478/グリーソンズ P26,27,31)

リーダー：ではまず、指名委員の選挙を実践をしてみましょう。

### 【選挙の手順】

議長：ただ今から 2007・2008 年の役員候補者を指名する指名委員の選挙を行います。

立候補される方はありませんか。フロアからの指名はありませんか。

書記は名前を書いてください。

(推薦指名は、名前を挙げるだけ、座ったままで、呼びかけ不要、1 人 1 名のみ可、セカンド不要)

書記：(立候補者名・推薦指名された名前を白板に書く)

議長：それ以上の指名がなければ指名を打ち切ります。

議長：ご異議がなければ、相対多数の選挙とし、上位 3 名を当選と致します。ご異議ないようですので、相対多数の選挙とし、上位 3 名が当選となり

ます。3位が同点の場合は3位のみ再投票致します。 — 5 —  
ご異議がなければ、松本さん、伊藤さん、田中さんをテラーに任命いたします。ご異議ありませんので、松本さん、伊藤さん、田中さんお願い致します。投票用紙には**3名連記**でお書きください。

テラーは投票用紙を配って下さい。

(注) 投票用紙は、白紙あるいは候補者名が印刷されている紙。

選挙委員会がない場合は書記が準備する。

テラー：(書記が用意した投票用紙を受け取り、数を確認して配る)

議長： 投票用紙への記入は済みましたか。ではテラーは投票用紙を集め、集計してください。

議長： 集計ができましたか。では報告して下さい。

テラー：(フロアに向かって報告する。1票でも得票があれば報告する)

投票数 20

3名連記得票総数 57

各得票数 . . . . . 19

. . . . . 14

. . . . . 9

. . . . . 8

. . . . . 6

. . . . . 1

無効票 (4名記入してあるもの) 1 (投票数に入る)

(投票数と無効票の合計が総票数と合致する)

(議長に報告書を提出する)

議長： 《テラーの報告を繰り返す》

以上により、上位3名の . . . . .、 . . . . .、 . . . . . が指名委員に選出されました。なお、選出された委員は委員長を互選し、報告してください。

(当選者を発表するのは議長であって、テラーは報告のみ行う)

(リージョンレベルでは、選挙委員会が担当し、クラブレベルとは異なる部分がある)

#### 注意事項

- ・ 白紙は投票総数に加えない。
- ・ 3名連記の場合 4名記入は無効票  
2名のみの記入は有効 (得票総数1票減になる)
- ・ 2枚ともに記入して重ねて折り畳んだものは無効1票、

- ・ 2枚重ねて折り畳んだものは1枚が白紙なら記入した方は有効
- ・ 投票済み投票用紙は書記が1ヶ月間保管し問題がなければ処分する。

**役員選挙の手順：**

- 【方法】 A. 白紙の投票用紙 役職ごとに選挙する。  
B. 全役職の候補者氏名が印刷されている投票用紙（大きい大会）  
C. 口頭で行う。（候補者が1名ずつの場合会則に規定してあれば）

リーダー：以上の方法がありますが、ここで実践して見ましょう。

議長：（テラーは相対多数の選挙と同じように任命する）

只今からから2007年から2008年を任期とする役員の選挙を行います。

会長にAさん、Gさんが指名されています。他に指名はありませんか。  
なければ指名を打ち切ります。

テラーは、投票用紙を配って下さい。

テラー：（投票用紙を配る）

議長： 記入が終わりましたらテラーは投票用紙を集めて、集計して下さい。

テラー：（記入済み投票用紙を集め、集計し、フロアに向かって報告する）

|        |       |               |
|--------|-------|---------------|
| テラーの報告 | 投票総数  | 20            |
|        | 有効投票数 | 20            |
|        | 当選必要数 | 11            |
|        | A さん  | 12            |
|        | G さん  | 7             |
|        | 無効投票  | 1 （会員以外の氏名記入） |

議長：（テラーの報告をそのまま繰り返す）

Aさんが過半数を獲得されましたので、会長にAさんが選出されました。

第一副会長には、Bさんが指名されています。

ほかに指名はありませんか。

（以下、第二副会長、書記、会計、カウンスルへの派遣員と同じ手順を繰り返します）

議長： カウンスルへの派遣員には、Fさんが指名されています。

ほかに指名はありませんか。

会員： G さん、

議長： G さんが指名されました。（候補者名簿に書き加える）

ほかに指名はありませんか。なければ指名を打ち切ります。

候補者は、F さん、G さんです。

テラーは、投票用紙を配って下さい。

テラー： （投票用紙を配る）

議長： 記入が終わりましたらテラーは投票用紙を集めて、集計して下さい。

テラー：（記入済み投票用紙を集め、集計し、フロアに向かって報告する）

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| テラーの報告 | 投票総数  | 20 |
|        | 有効投票数 | 20 |
|        | 当選必要数 | 11 |
|        | G さん  | 11 |
|        | F さん  | 9  |

議長： （テラーの報告をそのまま繰り返す）

G さんが過半数を獲得されましたので、カウンスルへの派遣員に G さんが選出されました。

リーダー：各役職ごとに追加指名を受け選挙すれば、このようにして1役職に当選しなかった候補者をほかの役職に指名することができます。一括して全役職の指名を行う場合にはできません。（注意事項3. 4. ）

議長： では、選出された役員を紹介致します。前にお出まし下さい。

会長に A さん

第一副会長に B さん

第二副会長に C さん

書記に D さん

会計に E さん

カウンスル派遣員に G さん この方達が来期の役員に選出されました。

#### 注意事項

1. 会則に規定してあれば、候補者が1名の場合は口頭で行っても良い。
2. 過半数に達しない場合は、過半数を獲得するまで投票を繰り返す。
3. ある役職に指名されたものが落選しても、他の役職に立候補出来る。
4. 候補者全員について一度に追加指名を求める事も出来るが、その場合、2名の内の一人名を他の役職に指名できる機会を失う。
5. 会長も投票できる